

大月警察署協議会 令和3年度第3回定例会議 議事概要	
開催日	12月1日(水)
開催場所	大月警察署 大会議室及び留置施設(視察)
出席者	協議会委員 7名 警察署 10名
議事概要等	<p>1 令和3年7月から9月までの業務結果、推進状況の説明</p> <p>(1) 会計課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺失・拾得物の取扱い状況について ・ 各庁舎設備等の修繕工事について <p>(2) 警務課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察安全相談件数、内容について ・ 広聴関係について ・ その他活動状況について <p>(3) 生活安全課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人身安全関連事案について ・ 声かけ事案について ・ 各種犯罪抑止活動について <p>(4) 地域課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 110番受理状況について ・ 地域警察官犯罪検挙状況について ・ 地域警察活動状況について(警察官装備品の展示) ・ 山岳遭難等発生状況について <p>(5) 刑事課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法犯認知件数等統計について ・ 主要事件の状況について <p>(6) 交通課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故発生状況について ・ 交通事故抑止対策について ・ 令和4年上半期大月警察署速度取締り指針について <p>(7) 警備課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における警備諸対策について ・ 災害対策の推進について <p>2 意見・要望等の聴取その他</p> <p>【質疑】 交通取締について、住民からサイレンの音に驚くことが多々あると聞きました。対応していただけないか</p> <p>【回答】 違反車両に停止を求める際、緊急走行にて追尾することがあります。緊急走行をする要件としてサイレンを吹鳴し、赤色灯を点灯させなければなりません。周囲の車両にパトカーが追尾して停止を求めていることを知らせ、交通事故を防止するため鳴らさなければならず、追尾時に緊急走行しないとパトカーも交通違反となってしまう可能性があります。ご理解いただきたい。 今後は、不必要なサイレンを鳴らすことのないよう、署員に指導するとともに、取締りの方法などを工夫していきたい</p> <p>【質疑】 家の近くでバイクが盗まれた、泥棒が入ったなど近所の方と話をしている中で聞いて驚いた。防災無線などで周知することはできないか。</p> <p>【回答】 防災無線の活用は、基本的には災害対策のためで、緊急時に使用できるものです。電話詐欺のいわゆるアポ電が多数かかっている、行方不明者を捜しているなどの防災無線を耳にすることがあると思うが、それは、今、住民に知らしめることで、犯罪の発生を予防できる、多くの住民の目で協力していただければ人の命を助けることができるなど、高い必要性和緊急性、有効性が認められるため、市役所に防災無線の活用を依頼し、放送してもら</p>

っています。

当署では、各駐在所で作成しているミニ広報誌や、防犯講話等を通じて、最近の事件事故の発生状況や、警察の活動などの周知を図っています。ご理解いただきたい。



不審者対応訓練の実施



交通安全運動街頭指導の実施



駐在所員によるキャンプ場対策



災害装備資機材の点検整備

